

# 混ぜればごみ 分ければ資源 ごみの分別・収集にご協力ください。

- 可燃ごみ・埋立ごみは「**新見市指定袋（赤文字）**」に入れて**名前**を書いて出してください。
- 資源物は「**透明な袋**」（目安 大きさ：45L以下、重さ：片手で持ち上げられる程度、半透明な袋は不可（レジ袋は使用出来ません。））に入れて、**名前**を書いて出してください。
- 袋の**口を結んで**出すようにしてください。
- 収集日の**朝8時**までに、決められた集積場所に出してください。

買い物には  
マイバッグ持参で！



**可燃ごみ**  
**埋立ごみ**

**新見市指定袋(赤文字)**

●**台所ごみ**  
十分に水切りをする。

●**プラスチック類**

●**天ぷら油**  
紙・布等にしみこませ袋に入れる。

●**紙おむつ**  
汚物は取り除く。

●**木くず**  
長さ50cm以下  
太さ5cm以下が目安

●**ヘルメット**

●**革製カバン**  
●**使いすてカイロ**  
●**使いすてライター**  
●**CD、カセットテープ**  
●**発泡スチロール**  
●**アルミ箔**  
●**カーテン**

●**ガラス類**  
ガラスコップ

●**陶磁器類**

●**金属製キャップ**

●**油のびん**  
化粧品のびん

●**薬品のびん**  
飲用でないもの

●**乾電池・蛍光管・電球**

●**小型電気製品**

※割れたものは、新聞紙等に包んで、袋に入れる。

※できるだけ、家電販売店の自主回収をご利用ください。

チャッカマン、電気毛布、魔法びん、延長コード

**空き缶**  
**資源**

**透明な袋(レジ袋は使用できません)**

●**飲料用・食料用・食用油の缶**

例 ジュース・アルコールの缶  
缶詰の缶  
海苔などの缶  
菓子の缶  
※一斗缶は金属類

①中をきれいに洗ってください。 ②スチール缶とアルミ缶に分け、袋に入れて出してください。

●**アルミ缶**

●**スチール缶**

← **分ける** →

※アルミ缶とスチール缶の見分け方  
①缶に印刷されたマークで確認  
②磁石が付けば、スチール缶

●**飲料用・食料用の空きびん**

①中をきれいに洗ってください。  
②「飲み口」の部分の色で、色分けし、袋に入れて出してください。

●**無色透明なびん**

●**茶色のびん**

●**その他の色のびん**

○ビールびん、一升びんは、できるだけ、購入店に引き取ってもらうようにしましょう。

○割れたびん、食用油びん、汚れの取れないびんは埋立ごみで出してください。

●**飲料用・食料用の空き缶以外の金属類**  
なべ・やかん・フライパン 包丁 ハンガー

●**燃料オイル・ペンキの缶**

●**傘(骨組のみ)**

●**スプレー缶**

○木・布・プラスチック類の部分は、できるだけ取り除いてください。

○スプレー缶は使い切り、火気の無い場所で、必ず「穴」を開けて出してください。

●**ペットボトル** (飲料用・酒・しょうゆ用のみ)

①中をきれいに洗い、よく乾かしてください。  
②キャップは可燃ごみとして出してください。  
③ラベルやシールを取り除いてください。  
④つぶしても構いません。

●**白色トレイ**

きれいに洗い、よく乾かしてください。

○納豆・シメジ・即席めんの容器や、汚れの取れないものは、可燃ごみに出してください。

○白色のもののみで、つまようじで簡単に穴が開くもの。

○ペットボトルの目に出してください。

●**新聞** ※ひもで縛って出してください。

●**雑誌・雑紙**

●**ダンボール**

●**紙パック**

●**布類** ※ひもで縛るか、透明な袋に入れて出してください。

○布製品のみ。毛糸や革製品、綿(わた)が入っているもの、布団、毛布などは可燃ごみです。

○じゅうたん、カーペットは粗大ごみです。

●**家具類・家庭用電気器具類などの大型ごみ**

【収集の流れ】  
①申込み(電話・窓口)→②処理センターから収集指定日を決める電話が来る。→③収集指定日に、粗大ごみを指定された場所に出す。

【収集手数料の支払い方法】(次のどちらかの方法でお支払いください。)  
○処理券を市役所・支局・市民センター・郵便局(一部を除く。)で購入して、粗大ごみに貼る。  
○収集指定日に現金で支払う。

※新見市指定袋に入るものは、可燃ごみ、埋立ごみとしてお出しいただけます。

各戸に収集に向う「戸別収集」を実施しております。  
《申込み・料金のお問い合わせ先》 処理センター TEL 96-3788

●**ふとん**  
(袋に入らないもの)

●**扇風機**

●**自転車**

●**ストーブ**  
(灯油を完全にぬくこと)

●**座いす**

●**ガステーブル**

●**電子レンジ**

○パソコンの処分はできるだけ、家電量販店の自主回収をご利用ください。

●**家電リサイクル法の対象となっているもの**

●**取り扱えないごみ**

①火薬類、ガスボンベなど、爆発の危険があるもの  
②毒物、農薬、劇薬などの薬品類とその容器  
③タイヤ、消火器、バッテリー、太陽熱温水器、ボイラー  
④ブロック、レンガ、コンクリートガラ、瓦、大型廃木材  
⑤農機具、農業用資材(マルチ・あぜなみ・ハウス用ビニール・苗箱など)  
⑥産業廃棄物(建築廃材・輸送用パレットなど)

●**エアコン**

●**テレビ**

●**冷蔵庫・冷凍庫**

●**洗濯機**

●**衣類乾燥機**

●**エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機の処分方法について**

○買い換えの場合  
・購入するお店で引き取っていただけます。

○廃棄のみの場合  
・購入したお店がわかる場合は、購入したお店で引き取っていただけます。  
・購入したお店がわからない、営業していない場合は、一般廃棄物処理業者にご相談ください。

次のものは収集や処理ができません。それぞれの販売店や一般廃棄物処理業者にご相談ください。

お問い合わせ先：生活環境課 TEL 72-6124



古紙パルプ配合率70%の再生紙を使用しています。



この印刷物は、水質保全に有効な本紙印刷方式を採用しています。